

でございます。

御質問の文書で通知しているかということでございますが、現在のところ文書
通達はしてございません。

それから二番目の常駐していることを確認しているかどうか、ということでございます
すが、これにつきましても十分現場監督につきましても届け出を出しているのとりの
常駐をするように現場には十分注意してございます。

それから私道の関係でございますが、御指摘のように現在規則の中で申請
主義をとっておるわけでございますが、これにつきましては当然私有財産でござい
ますので、積極的にこれを市側の一方的な見解でやることもできまいわけござい
ますし、現在のところは申請主義をとっておるわけでございますが、御指摘
のように通過交通路で通り抜けのつきあうような道路につきましては、今後積極
的に市側からも呼びかけまして、市道としての買い上げ、あるいはそれらの人
たちの承諾をとりまして積極的に舗装するように努めてまいりたいと思つわけで
ございます。

それから下水道につきましては、先ほど申し上げましたように、条例との関連が

ございまして、明確にはできませんが、御指摘のようにどこかで、いづれにしても
妥協して、米軍側が早急にこの流域下水道に接続するようにしていただかな
ければならぬ、わけでございますが、これらにつきましても先ほど申し上げましたよう
に、一月中には何とか協定が結ばれるように努めてまいりたいと思つております。

それから、一点、私道の本年の整備状況でございますが、舗装が三路線、
砂利道が八路線でございます。

○総務部長（上野重勝君） 三番目と四番目の問題に對します答弁をいたします。

業者の指名登録件数は確かに二千九十一件と大変多くなつてございするが、
これはたまたま登録時二月から三月にかけてですが、この時点に、ただ単に事務
員が名簿を置いていくと、うだけのものばかり多、わけでございますが、これら
の内容について私ども全く関知できまいわけでございます。それで、実際にはその
中から積極的に自分の会社をPRして、私のほうから実績がありますと、こ
ういふような内容でございするといふふうに説明に来る者がその中から意外と少
なく出てきております。私どもただ単に一遍登録申請書を置いていった
だけのものについてはその内容について知ることができませんし、大変危険性もあり

ますので、余り発注はしな、ようにいたしております。それからこれは選定基準にもあるんですが、その選定基準の中で市内に事業所を有するもの、あるいは出張所を有するもの等については優先的に選定をするというふうになっておりますので、この点につきましては市内に事業所、あるいは店舗を有するものについては優利になっております。それからさらに指名につきましては前回の工事の実績など、それから発注をしようとする工事、前回の工事と関連があるかどうかというふうなことも参考として決めております。したがつて前回の工事とやった者等につきましては、ほかの者に比べると指名の回数が多いというふうなことになるかと思っております。私どもとしてはなるべく多くの人に機会を与えるように門戸を開いておりますので、積極的に指名に加わりたい者につきましては、これらも幅広く指名はいたしていきたくと思っております。

それから、次の図書館のジョイントベンチャーですが、これは今度かなり大きな規模でもございまして、それからまたまた図書館の建設年次が五十二年と五十三年と五十四年と五十五年に分かれるようになっております。分離発注というふうなことにいたしますと、四つ、五つに分けなければなりませんし、やうしますとその二、三年に及ぶと

いうことになりまして、契約の件数は八件ある、は十件というふうになんまりなして、しかもこれは補助事業でもございまして、それから又起債対象事業でもございまして、それらの事務処理は大変複雑で、誤りばかり起きやすいということと、それから又現場管理におきましては多くの者が入りまうと非常にやりづら、いというふうな点もございまして、私どもはできればゼネコンへの発注にとどめたいというふうに考えております。

○市長(石川常太郎君) 交付金並びに交付税の獲得について、かかる運動をするが、する気があるかどうかという御質問、でございますが、御案内のとおりでございます。来年は大変に厳しゅうございまして、例年でございますとすでに政府の原案が提出されて、ちやうど各省庁は予算獲得に懸命の努力をしている時期でございますが、本年は大体予算の内示が一月になりましたから、一月早々の発表でございます。大体一月の中旬過ぎに恐らく枠が決まるわけは、いかというふうに考えております。

大変に遠くの方からお話を申し上げたわけでございますが、又、こういうことを申し上げて場所柄不適當かもしれませぬけれども、よほどの運動をしないとは、なかなか

かと思ひますけれども、メーラ辺はもう少し延長すべきではないものや。いままで警察寮の方の許可で九時というより午三ことでやられてゐるわけですが、メーラ辺について市側がどう考えておられるかお聞きたい。

○市民部長(生子国利君) 御質問の土曜、日曜の七夕の時間、帯の問題でございますが、確かに本年の状況を見ますと、非常に時間的に、さうくお飾りになつて商売の方々にしても早くしまわれると、非常に、客のもののに対する観覧もできないといふうな御指摘を受けたわけですが、反省会においても、御意見が十分出ておりますけれども、しかし、いまお話のありましたとおり、敬言備上の問題、その他ありますけれども、しかし、これは伝統ある七夕ですの、四日間、どうもの、実際に実績があるわけです。それらを考えまして、いまの御質問の土曜、日曜程度でも多少延長して、いただきたいという希望は市としては十分承つております。しかし、これは市だけが決定してよろしいならばよろしいんですが、やはり敬言、警察、他の関係機関とも関連がありまうので、市として、あるいは企画委員会には市の態度として、さういう希望を申し上げまして、企画委員会としてもこれは十分検討いたしまして、五十四年度の七夕につきましてはなるべく意に沿うような方法、努力したいと思ひます。

では最後に要望しておきます。

この七夕に聞しては、ぜひ時間帯と来年はひとつ苦んでいただきたい。と云うのは、勤め人の人は、實際、帰つて来て、やうして、七夕へ来たなら、もうみんな片づけられている中へ来ると、やういふやうなこともたたくへ聞きますので、少なくとも土曜、日曜、日ぐらゐはひとつ時間帯を苦んでいただきたい。要望しておきます。

これで私の質問を終わります。

○議長(岩田博君) 一時、五十五分まで休憩いたします。

午後一時四十五分
休憩

午後一時五十六分
開議

議長(岩田博君) 休憩前に引続き本議を開きます。

十番指田保雄君

(十番 指田保雄君登壇)

○十番(指田保雄君) 貴重な時間をはたいただき感謝いたします。

會議規則八十六條の規定により、教育問題並びに市民憲章等について質

問、いたします。

さて教育問題であります。市長は常に教育の重要性を訴えられております。私も全く同感であります。義務教育、社会教育を問わず学ぶというところは大切なことでもあります。ある哲人は、「賢き人を人と言ひ、はかばかきを畜と言ふ」と、なぜ教育が大切なかを明確に指摘しております。人は生きることが出来る。ただそれだけでは動物と同じであります。自身の生命のすばらしさを知り、自分自身の可能性を知り、自身の力を最大限に發揮できる賢い生き方を学ぶのが教育であると思います。小中学生が修学旅行、秋間、臨海学校で体験する出来事は、教育効果はもちろんのこと、その子供たちの一生の中づきわめて重要な意義を持つものと思います。

そのよう一面を考慮して、学校教育の中に修学旅行等が実施されて、あるわけであります。ただ残念なことに費用については私費負担にまわっていることでもあります。「義務教育はこれを無償とする」と憲法の精神からして、財政が許すならば、否、努力をしてその費用軽減に努めるのが行政ではないかと、五十二年六月定例会におき、補助すべきであるとの提案をいたしましたわけであります。私も

いたしても十分修学旅行の費用については、今後検討を要する、ただそれだと思っております。よろしくとの御答弁があり、私も了解いたしましたわけであり、以後三年有餘のうちに検討されたら、又見直し等について明確な答弁をお願いいたします。

次に市民憲章についてお尋ねいたします。

市民のための行政の目指すものは何ぞ。又市民みずから目指すものは何ぞ。

福生市という地域に同じく生活する市民の共通の目的を持つて、地域発展のために行動するバックボーンとしての合言葉が市民憲章であります。

五十二年六月の私の質問に対して、市長より、大要「市制十周年目あたりから関心を持って進めようなければならない」という考えである」との答弁がありました。五十二年十二月時点におうどのように進んでいるか、市の歌とあわせて御答弁願いたい。

次に市の鍵についてあります。五十二年九月定例会におき、森田議員より

姉妹都市について質問があり、市長より政令の都市とできれば姉妹都市を結びたいという考え方が答弁されたわけであり、私も海外の国との姉妹都市締結には大賛成であります。政令の都市は、市の鍵等を贈り合っており、お互いに友好のしるしとして、各都市が大切に、そのあった観点から市の鍵を制定

姉妹都市の締結がなされれば相互の都市からも市民の代表が市の鍵を携えてわが福生市を訪問するであらうし、又、わが福生市からも市の鍵を携えて、環境、風俗、歴史の違った国に喜々として訪問し、文化の違いを乗り越えて友好を深め、互いに視野を広め合ひ、文化向上に貢献すること大なるものと信じます。

その結果、市民も大きく成長し、市長の常に言われる教育といふものが大きく、咲き花開き活気に満ちた市民の町が建設されるものと考えます。

市長はどのようなことをおられるのか、答弁を願つて私の一般傾向といたします。

○市長(石川常太郎君)

第一点の教育問題につきましては、教育委員会部局として答弁をいたさめます。
お許しを、たださうと思ひます。

かつて、同じような御質問をちやうだいした記憶がございます。が、再来年は市制十周年をめです。相迎えるわけがございます。記念事業といたしましてぜひ

記念事業と、いたしましてぜひ

市の歌でございませうが、
福生音頭はございませうが、
市の歌はございませうので

多くの市におきましては市の歌というものがござえますので、これにつきまして五
 十四年度に予算を計上させて、ただきたいと考へておるわけでございます。よろ
 しくお願ひを申し上げたいと思ひます。ただ、「市の歌」とするが、民という字を
 当てまして「市民の歌」とするが、市中、あるは市民が、そのどちらかにするか、と
 いうことはまだ、いまのところ考へ中でござえます。まだ判断はできませんが、
 これらにつきましては、「市の歌」にするが「市民の歌」にするか、ということとは議決の
 先生方の御高説を拝聴しなばらやてまいりたいと思ひます。

市の鍵でございしますが、鍵につきましては多くの場合外国との交流の場合に使うようでございします。で、この際お許しをいただきたいんでございしますが、私も市制十周年を目途として、ぜひとも外国に姉妹都市を求めたいと思つて、いたわけございまして、そのようにいびかけてまいつたんでございしますが、いまのところどう

もうまゝ、該当の町で心当たりがなければいいわけですが、います。したがって、この点申しわけなく存じておる次第でございますが、市制十周年に姉妹都市の提携と、うことはちやうど不可能と考へております。したがって鍵につきましては、又姉妹都市である程度目算がつきましたときに考へてまいりたい、というつもりであるわけでございますが、ぜひひとつそれでお許しを、いただきたいと思つております。以上、市民憲章、市の歌、鍵につきましては御答弁とさせていただきます。

○教育長(町田信二君)

自席からお許しを、いただきまして、教育問題の修学旅行費の補助につきましてお答えを申し上げます。

すでに申し上げるまでもございませぬが、厳しい経済が続く中で、小学校、あるいは中学校等に通わせるといふことはどの御家庭におきましても、いまはなかなか大変な時期でございます。それで、行政といたしまして義務教育を推進していく中で保護者負担の軽減を回つていくと、いうことにつきましては、これは自治体の政策といたしましては望ましく、いふことはございいたしますが、御案内のように、これには財政上の問題がございますので、十分に検討しなければならぬと思つております。

当市といたしましてはすでに御案内のように、現在小学校の新一年生につきま

しては学校で使用いたします教材——算数セットでございますが、一人当たり一千五百円、それと各小中学生の教材費補助といたしまして、小学生につきましては一千円、中学生につきましては一人当たり一千二百円、統計八百八十万円と、それから市民会館で行っております音楽教室、オーケストラ等につきましては経費約七十万円、それから学校安全会の保険料といたしまして、約二百十万円を公費で負担させて、いただいております。又本年度からは演劇に関する経費約二百四十万円も予算化いたしまして、保護者負担の軽減につきまして配慮してゐる次第でございます。

それから、御指摘の修学旅行の関係でございますが、これは現在二十六市の中で十二市におきまして、その経費の一部を公費で負担しておりますが、その金額につきましては最低一千円、から最高一万五千円ぐらいでございまして、又、特に町村の場合につきましては、隣の羽村町におきましては一人当たり三万三千円を公費で負担しているというものが各市町の実態でございます。いずれにいたしましても、この修学旅行等は教育活動の一環でもございしますし、又子供にとりましては一生の思い出の残る意義ある学習活動でございします。しかし、これらの経

費につまみしてはいずれも受益者負担ということが原則でございますが、保護者負担の軽減、私費負担の軽減を回るといふ意味から、厳しい財政の中へは、かたむずかしい問題もございますが、このことにつきましては財政当局と十分協議いたしまして積極的に研究を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解下さるようお願い申し上げます。簡単でございますが、補足答弁といたします。

○十番(指田保雄君) 市民憲章、市の歌、きわめて明快で御答弁をいただきました。私も心から喜ぶと同時に満足するものがございます。

又、鍵につまみしても市制十周年には間に合っていない、このように御答弁でございます。また、十五周年、二十周年、もういった一つの市を目指してさらに鋭意調査をしていただいて、一日も早く福生市の市民が海内の文化と交流できるように、そのようす道を開いていただきたい。このように今心願するものでございます。

又、修学旅行の私費負担についての問題でございますが、財政当局と積極的に交渉して、この答弁でも認めていただきました。できれば五十四年度予算に計上できるようにがんばっていただきたい。このように要望いたします。一般質問を

終わります。

ありがとうございました。

○議長(山田博君) 次に十八番東田正治君。

(十八番 東田正治君登壇)

○十八番(東田正治君) 貴重時間、いただきます。会議規則八十六条の規定に従いまして一般質問をさせていただきます。

将来の防災訓練等あり方について八点に分けてみました。市民による災害保険制度を一点に、以上九点にわたって質問させていただきます。

最近、特に問題視され始めましたものの一つの中に、関東大震災級の地震説があります。六十年を周期、予想とされて最大級の地震が、昭和六十年代には二回程度に起きる可能性があると、このように一部の学説が想定されているわけがあります。中でもシヨッキング報道はせんだって発表されました御前崎沖から駿河湾沖に及び駿河トラフの存在であります。関東大震災の震源地は相模湾沖とされて、また、駿河湾トラフにはマグニチュード八のエネルギーが蓄積されていると言われています。これが震源地とすれば福生市は必ず被害を受

やると思われるのであります。大震災級の震度を想定した場合、全世帯の半数は被災をするであろうと。又、地震予知が進めばその災害も半減するであろうとまで言われて、正しく地震予知は最も大事とされております。早稲田大学秋本教授の書かれた「災害予知情報と社会的影響」という論文の中にも、予知態勢の問題は、技術的ではむしろ問題が山積みされております。地震予知情報を流すことにより受ける心理的反応や行動を引き起こし、ひいては経済活動にも影響を与えようとする等々の問題が予想されると指摘されております。たとえば予想もしない、予備の知識もない状態のときに、突然何かが起きると自己防衛が考えられ、本能のままに行動し、混乱やパニック状態を生じるのであります。ところが逆に、予備の知識も十分にあってみずからの計画された行動とビジョンがあるならば、有事のときに冷静な行動もできることになり、協調と連帯の輪が必ず広がるのであります。それが人間、社会ではいけないので、ゆえに防災体制の確立が急務であると言われなければなりません。

そこでお尋ねいたします。市民の防災、防火に対する意識の向上を計えるのは当然であります。まず市役所の内部で各期と、あるいは隔月とか定期的に

期的な防災、防火訓練を行われてはどうか、必ずや波紋となって市民一人一人の中に災害時に対する自覚とビジョンが生まれるのではないかと思っております。この点、理事者のお考え方をお聞かせ願います。

次にお尋ねいたします。防災の基本計画を受け、どの程度整備体制が実施されているのか、その状況をお尋ねいたします。

一つ、広域避難場所の確保状態が地域別にどうなっているのか。給水備蓄施設の整備の状況、公園緑地の整備計画はどの程度進行しているのか。避難路の整備はどのようになっているか。市民防災組織の育成、訓練についての計画はどうか。

次に、二カ月前に五十人程度の市民の出席された会合で、避難場所と食糧の集積場所等について尋ねたことがありました。そのときに、知らずい人がほとんどであったわけです。年一回の防災訓練が福生市でも実施されておりますが、そこに出席された人ですら的確な答えが得られなかったのがあります。私はすぐに基本計画にある地図をコピーいたしました。配付をしたのであります。一般市民の方々はこれらの点について五里霧中ではなかつたかという感じを受けたのであります。

